

公募説明書

令和7年12月15日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

1 公募する趣旨

本契約については、サービス利用者と提供者の間で調整を図り組織化する能力を有する必要があること、また必要に応じて各種関係機関との連携が求められ、事業の周知・協力等において全市的な地域住民等のネットワークを有している必要があることから、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

2 担当部局

旭川市7条通9丁目旭川市総合庁舎2階 福祉保険部長寿社会課高齢者支援係
電話 0166-25-6457 FAX 0166-29-6404

3 契約概要

(1) 業務名 旭川市地域支え合い事業実施業務

(2) 契約内容

別に定める旭川市地域支え合い事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び旭川市地域支え合い事業実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 旭川市内に事業所を有する社会福祉法人その他の営利を目的としない法人であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

オ 市税の滞納がある者でないこと。

カ 法人（非常勤を含む役員及び支配人を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者に、又は代表者若しくは役員等が同条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

ア ファミリーサポートセンター介護型事業について

- (ア) サービスの利用調整を行う者は、高齢者及び介護に関する専門的な知識を有している者であること。また、サービス利用者及び提供者等からの相談に対応できること。
- (イ) サービス利用者と提供者等への支援に当たり、地域包括支援センターや民生委員児童委員等の関係機関との連携を図ることができること。
- (ウ) サービス提供希望者に対し、サービス提供に関して必要な研修を実施できること。
- (エ) 旭川市内全域に対応した地域住民等のネットワークを構築できる体制を取ることができること。

イ 福祉除雪ボランティアマッチング事業について

- (ア) サービスの利用調整を行う者は、サービス利用者及び提供者等からの相談に対応できる者であること。
- (イ) サービス利用者と提供者等への支援に当たり、地域包括支援センターや民生委員児童委員等の関係機関との連携を図ることができること。
- (ウ) 旭川市内全域に対応した地域住民等のネットワークを構築できる体制を取ることができること。

(3) 履行執行体制に関する要件

事業所内に別に定める要綱第4条で規定するファミリーサポートセンター及び第16条に規定するスノーサポートセンターを設置し、サービスの利用調整等を行う常勤の担当職員を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において
1. 5名以上配置すること。

(4) その他必要と認める要件

別に定める要綱及び仕様書による業務を履行できること。

5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式1）

イ 法人登記簿謄本、納税証明書（市税の滞納がないことの証明）

(2) 提出期限 令和8年1月9日（金）午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法 持参すること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付

けない。)。

(5) その他

- ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。
- イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和8年1月16日（金）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2に連絡し確認すること。

- (1) 応募要件を満たすとした者にあっては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨
- (2) 応募要件を満たさないとした者にあっては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

7 その他

- (1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とともに、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) その他の本公募に関する問い合わせ先 2に同じ。